

【日本】日本国受理官庁に出願する PCT 国際出願の DAS 対応について

2025 年 4 月 1 日以降に、日本国特許庁を受理官庁（RO/JP）として、オンライン出願された PCT 国際出願には、DAS（デジタルアクセスサービス）対応が導入され、各出願に 4 桁のアクセスコードが付与されます。付与されたアクセスコードの利用により、優先権書類の提出を省略できます。

1. アクセスコードの取得方法

(1) メールによる通知

願書に記載した手続き者のメールアドレス宛てに、出願からおおよそ 2～3 週間後に、WIPO 国際事務局（IB）よりアクセスコードが通知されます。

ただし、メールアドレスが不明の場合には通知メールを受領できませんので、PCT 出願の願書には、メールアドレスを記載されることを強く推奨いたします。

(2) ePCT システムでの確認

願書にメールアドレスを記載しなかった場合や通知メールを紛失した場合、WIPO の ePCT システム上でアクセスコードを確認することが可能です。この方法を利用するには、「WIPO ユーザアカウントの作成」、「高度な認証方法」の設定、案件ごとの「ePCT アクセス権」の取得が必要です。

また、ePCT システム上でアクセスコードを確認できるようになるまでには、2 週間程度の時間を要する点にご留意ください。

2. アクセスコードの利用方法

(1) RO/JP に新たな PCT 出願を行う場合

新たな PCT 出願をオンラインで行う場合は、出願後に、基礎出願のアクセスコードを IB に通知する必要があります。なお、2026 年 1 月からは、出願時にインターネット出願ソフト上でアクセスコードが入力可能になる予定です。

新たな PCT 出願を書面で行う場合は、願書の第 VI 欄にアクセスコードを記載します。

(2) 日本国特許庁に特許出願・実用新案登録出願を行う場合

出願時に、願書の「パリ条約による優先権等の主張」欄に、国・地域名、出願日、出願番号、アクセスコード、優先権証明書提供国（機関）として「世界知的所有権機関」を記載します。なお、出願時に優先権主張の基礎となる出願番号やアクセスコード等の情報を得ることができない場合には、手続補正書にて補充することができます。

(3) 他国特許庁に出願する場合

各国の特許庁が DAS に対応しているかを確認した上で、各国の定める方法によりアクセスコードを提供します。

なお、台湾は、DAS プラットフォームに参加しておらず、PCT 出願を基礎とする優先権主張について、アクセスコードの利用による優先権書類提出の省略はできず、紙で優先権証明書を提出する必要がありますので、ご留意ください。

詳細につきましては、JPO の以下 URL をご参照下さい。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/das_rojp-pct.html